

『稲沢おでかけタクシー』に係る注意事項について
【※御利用の前に必ずお読みください。】

(1) 運行日時

- 月曜日～土曜日（祝休日、12月29日～翌年1月3日、はだか祭の日を除く）
- **午前8時30分から午後5時までに乗車**

(2) 利用方法

- 「利用登録証」裏面に記載のタクシー会社へ電話してください。
- **当日の即時配車（今から来てください）でもご利用いただけます。**
- タクシー乗車時に、**必ず「利用登録証」を御提示ください。**
- 利用は本人のみですが、出発地から到着地まで「付添者」も同乗できます。

(3) 利用料金等

- 「タクシー運賃 + お迎え料金（迎車回送料金）+ 時間指定予約料金」の**2分の1**
（上限1,500円、10円未満は10円単位に切上げ）
- 年度内の利用上限回数は200回（上限に達した場合は、翌々月から年度末まで利用不可）
- **支払いは現金のみ**
- 福祉課が発行する「障害者福祉タクシー料金助成利用券」との併用は不可
- タクシー会社の割引「障害者割引（身体障害者手帳等の提示）」、または、「運転免許証返納割引（運転経歴証明書の提示）」との併用は可
- **不正利用があった場合は、稲沢市の負担分を全額負担していただくとともに、今後の利用をお断りします。**

(4) 運行区間

- 「自宅（住民票に記載の住所）」と「市内全域」・「勝幡駅北側ロータリー」の区間
※「自宅から乗る」または、「自宅で降りる」ことが必須条件
- 「一時的な立ち寄り利用」が可能（市内1か所のみ、10分程度）
※ 乗車時に乗務員へお声がけください。
※ 立ち寄り中は、待機料金が加算されます。

(5) 運行全般について

- 台風等で運行に支障があり運休する場合は、事前にタクシー会社から予約者に連絡いたします。
- 予約を取り消す場合は、配車時刻の1時間前までにタクシー会社へ御連絡ください。
それ以降の取り消しは、初乗り運賃の半額を御負担いただきます。

- 予約時間を過ぎても**予約場所に利用者がいない場合は運行を中止し、初乗り運賃の半額を御負担いただきます。**
- 「忘れ物」については、御利用のタクシー会社へ直接お問い合わせください。

(6) その他

- 利用登録証の紛失や記載事項の変更（住所変更等）がある場合は、「再交付申請」の届けが必要です。
- 利用区分「妊婦」の方は、有効期限を「分娩予定日～1年後」から「出産日～1年後」に変更が可能です。ご希望の場合は、再交付の申請が必要です。
- 資格を喪失（転出、死亡、障害者手帳等の等級変更、有効期限切れ等）した場合は、**利用登録証を返却してください。**
- 制度の変更をする場合は、広報いなざわ等でお知らせします。

問合先 市役所総務課 TEL 0587-32-1159（直通）
